

家電リサイクル品指定引き取り場所

10月1日から

取り扱いが変わります

現在、家電リサイクル品を引き取り場所へ直接持ち込んで処分する場合、メーカーによってAグループ、Bグループのどちらかの引き取り場所に持ち込んで頂いています。
10月1日からは、メーカーに関係なく、次の場所へ持ち込むことができます。

*家電リサイクル品は、これまでどおり、家電リサイクル券を貼らなければ処分することができません。家電リサイクル券は郵便局で購入してください。

家電リサイクル品指定引き取り場所

- 日ノ丸西濃運輸 (株) 米子支店
米子市流通町430番地2
☎ 0859-39-3939
 - 三光 (株)
松江市八束町江島1128番地49
☎ 0852-76-9210
- *金額は、メーカーやサイズによって異なる場合があります。家電リサイクル券を購入する前に、ご確認ください。

家電リサイクル品

家電リサイクル品とは、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機です。

他の処分方法

- ①販売店へ持ち込む
 - ②リサイクル券取り扱い店に依頼する。
 - ・テオデオ中山店 (たかみでんき)
☎ 0858・58・3239
 - ・マツモト電器
☎ 0859・54・2307
 - ・アイサカ時計電器店
☎ 0859・54・2168
 - ・名和電化サービス
☎ 0859・54・2425
 - ・かねだ電機
☎ 0859・53・3766
- *リサイクル券取り扱い店は一例です。料金などは直接お問い合わせください。
- ③大山町許可業者に依頼する
・よろづや産業
☎ 0859・26・3523
- ◆問い合わせ先 住民生活課
☎ 0859・54・5210

お願い

守りましょう!

電波のルール

電波は、テレビ、ラジオや携帯電話といった私たちの身の回りから、警察無線、消防・救急無線や航空無線など公共的分野まで、いろいろなところで利用されています。

この電波を公平かつ効率よく利用できるようにするため、電波を使用するルール「電波法」が定められています。



技適マーク

無線機をお求めの際には「技適マーク」を確認してください。また、無線機は免許を受けて正しく使ってください。

募集

出品作品募集

12月6日から13日にかけて鳥取県立博物館で開催される、第56回鳥取県勤労者美術展では、作品を募集しています。

◆対象

県内在住または県内にお勤めの勤労者および退職者または家族

◆部門 写真・洋画・日本画・書道 (熱中作品展も同時受付中)

◆出品作品

1部門につき2点以内。写真は単2点以内または組1点のいずれか (未発表作品に限る)

◆応募期間

10月1日(木)〜11月20日(金)

◆申し込み・問い合わせ先

財団法人 鳥取県労働者

福祉協議会

☎ 0857・27・4188

*申し込みには所定の出品申し込み書が必要です。